研究活動上の不正行為への対応フロー

２０１５．４．１

告発

告発者

11条1項

告発窓口(研究・産学連携推進室) → 学長　報告　11条4項

報告　11条4項

委員長

予備調査委員会の設置　18条1項

予備調査

予備調査委員会（委員3名）　18条2項

30日以内に結果を報告 20条1項

本調査

研究活動上の不正行為防止委員会　本調査を行うか否かを決定

20条2項　→　本調査を行う

20条2項　→　本調査を行わない

20条4項

告発者に通知

告発者、被告発者への通知　20条3項
研究経費等の配分機関及び関係省庁に報告　20条5項

調査委員会の設置　21条1項

調査委員会

30日以内に本調査開始　23条1項
予算の配分機関等の求めに応じて中間報告　26条

150日以内に不正行為等を認定　29条1項
認定を報告　29条5項

学長　　委員会

告発者、被告発者、不正行為関与が認定された者に通知資　31条1項
金配分機関及び関係省庁に報告　31条2項
不正行為の認定の調査結果を公表　34条1項
悪意に基づく告発との認定を公表　34条6項

処分

理事長　教職員の処分（懲戒委員会）

学長　学生の処分（学生懲戒委員会）

不正行為を行った者 39条1項
悪意に基づく告発者　17条2項
告発者に不利益な取扱いを行った者 15条3項
被告発者に不利益な取扱いを行った者 16条3項